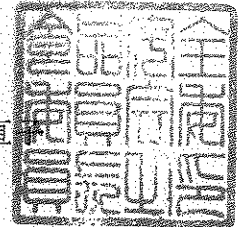




府食第384号
平成22年5月13日

農林水産大臣
赤松 広隆 殿

食品安全委員会
委員長 小泉 直樹



食品健康影響評価の結果の通知について

平成21年11月20日付け21消安第9092号をもって貴省から当委員会に意見を求められた豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ（1・2・5型）感染症・豚丹毒混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（「京都微研・ピッグウィーン-EA」）の再審査に係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

記

豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ（1・2・5型）感染症・豚丹毒混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（「京都微研・ピッグウィーン-EA」）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。